

## 令和7年度第2回 東三河南部圏域保健医療福祉推進会議 議事録

### <概要>

開催日時

令和8年2月5日（木） 午後1時30分から午後2時30分まで

開催場所

豊川商工会議所 2階 ホール

出席者

出席者名簿のとおり

傍聴者

1名

### <議事内容>

（豊川保健所総務企画課 村田課長補佐）

お待たせいたしました。

定刻となりましたので、ただ今から「令和7年度第2回 東三河南部圏域保健医療福祉推進会議」を開催いたします。

構成員の皆様には、御多忙のところ参集いただき、ありがとうございます。

私は本日司会を務めさせていただきます豊川保健所総務企画課の村田と申します。

開会にあたり、愛知県豊川保健所長の増井から御挨拶を申し上げます。

（豊川保健所 増井所長）

愛知県豊川保健所長の増井です。

本日は御多忙にもかかわらず「令和7年度第2回 東三河南部圏域 保健医療福祉推進会議」に御出席いただき、誠にありがとうございます。

また、日頃は、本県の保健医療行政の推進に格別の御理解、御協力をいただき、この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。

さて、本日の会議では議題2つ、「渥美病院の災害拠点病院指定について」と「東三河における医療計画及び次期地域医療構想の見直し・策定について」、御協議いただきます。

近年、能登半島地震を始め、日向灘やトカラ列島近海、青森県東方沖地震等、震度の大きな地震が日本各地で散発しております。本日の会議におきましては、災害が発生した際の重症患者の受け入れや被災地への医療チーム派遣等、地域における災害医療の中核を担う災害拠点病院の指定について、渥美病院を圏域

として推薦するか御協議いただく予定ですので、疑問点等ございましたら、忌憚のない意見をよろしくお願ひいたします。

また、報告事項では、愛知県地域保健医療計画（別表）に記載されている医療機関名の更新について、報告させていただきます。

本日は時間も限られておりますが、どうぞ活発な意見交換をいただけることをお願ひ申し上げまして、簡単ではございますが開会の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

（豊川保健所総務企画課 村田課長補佐）

本日の出席者のご紹介ですが、時間の都合により、お配りしております「出席者名簿」及び「配席図」をもって代えさせていただきますので、よろしくお願ひします。

豊川市の代理出席者に変更がありましたので、差替を机上に配布させていただきます。

また、当会議の構成員は27名で、構成員からの委任を受けられた代理出席者5名を含め、23名に御出席いただいております。

構成員の過半数である14名を上回っておりますので、本日の会議は有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、本日は医療法人松崎病院 豊橋こころのケアセンター病院長 竹澤様、豊橋市民生委員・児童委員協議会長 近藤様、豊橋市長 長坂様、東三河広域連合事務局長 近藤様が所用のため、欠席されています。

本日の会議には傍聴者が1名いらっしゃいますので、併せて、御報告いたします。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。次第裏面の「配布資料一覧」となりますが、事前に送付しました会議資料はお持ちいただきましたでしょうか。

また、当日配布資料として、資料1-5をお配りしておりますが、不足等がある場合や事前資料をお持ちいただいてない方は挙手をお願いします。

続きまして、議長の選出をお願ひしたいと思います。

当会議の議長は「愛知県圏域 保健医療福祉推進会議 開催要領」第4条第2項の規定により、委員の互選でお決めいただくことになっております。

僭越ではございますが、前回の会議同様に豊橋市医師会長の福井委員に議長をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

<委員から「異議なし」の声>

(豊川保健所総務企画課 村田課長補佐)

それでは、以後の進行は福井議長にお願いいたします。

(福井議長)

前回に引き続き、議長を務めさせていただく福井でございます。

当会議は終了予定が午後2時30分とされております。時間内に有意義な会議としたいと思っておりますので、円滑な会議運営に御協力いただきますよう、御理解の程、よろしくお願いいたします。

それでは、議題に入る前に当会議における「公開・非公開の取り扱い」について、事務局から説明をお願いします。

(豊川保健所総務企画課 村田課長補佐)

当会議は、開催要領 第5条第1項により原則公開となっております。ただし、「愛知県情報公開条例第7条に規定する不開示情報が含まれる事項について議題とする場合又は公開することにより当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合であって、当該会議がその一部又は全部を公開しない旨の決定をしたときはこの限りでない。」とされております。

本日の会議においては非公開議事はなく、公開と考えております。

なお、公開部分の発言内容、発言者名につきましては、後日、保健所ホームページに会議録として掲載することとしております。掲載前に事務局から発言者に発言内容を確認しますので、あらかじめ御承知いただきますようお願いいたします。

(福井議長)

ただいま、事務局から公開・非公開の扱いについて説明がありましたが、説明のとおりとしてよろしいでしょうか。

御意見ございますでしょうか。

<委員から「異議なし」の声>

(福井議長)

異議がないようですので、公開とします。

それでは、議題1「渥美病院の災害拠点病院指定について」、東三河南部圏域として推薦するか協議を行います。事務局等からの説明・質疑の後、関係者に退室していただいて協議を行います。

なお、この会議において推薦することとなった場合には、次に県庁の会議で協議され、その後決定されることになるものです。

それでは、事務局及び渥美病院から説明をお願いします。

(豊川保健所 伊佐地次長兼総務企画課長)

資料1-1「渥美病院の災害拠点病院指定について」を御覧ください。

本県では、「1 経緯」の点線枠内「愛知県災害拠点病院指定方針」、資料1-2「愛知県災害拠点病院設置要綱」、資料1-3の厚生労働省が定めている「災害拠点病院指定要件」に基づき、災害拠点病院を指定しており、現在、県内38病院を指定しております。

資料1-2の「愛知県災害拠点病院設置要綱」第2条第2項で、保健医療福祉推進会議の意見を聴くこととなっておりますので、本日、御意見をお伺いする次第です。

このたび、渥美病院から災害拠点病院の指定申請がありましたので、資料1-4により渥美病院から申請理由、災害拠点病院指定に向けた取り組み等について、説明していただきます。それではお願いします。

(渥美病院)

それでは、渥美半島における災害拠点病院の必要性について説明させていただきます。

皆様も御記憶に新しいことと思いますが、令和6年1月に発生いたしました能登半島地震では、半島内の多くの地域で土砂災害や液状化、家屋の倒壊、交通網の寸断等が発生し、半島北部の珠洲市や輪島市等が大きな被害を受けました。

この地震では、珠洲総合病院や輪島病院といった病院がDMAT隊を受け入

れ、支援の拠点となりました。これらの病院は当院よりも規模が小さな病院になりますが、地域災害拠点病院として指定を受け、いざとなったときには役割を発揮できる体制を構築してきた成果ではないかと考えております。

今後、発生が予測されております南海トラフ地震では、津波や液状化等が発生すると想定されており、主要道路が通行不能となる可能性があります。こうしたことから、渥美半島が孤立してしまう可能性が想定されます。

もちろん、人口あたりの必要数で考えれば、東三河南部医療圏には災害拠点病院は必要がないことは承知しております。しかし、半島という特殊な地形を考えた際、渥美半島に災害拠点病院が必要ではないかと考えた次第です。

なお、愛知県内のもうひとつの半島である知多半島には災害拠点病院が3つございまして、北部、中部、南部にバランスよく災害拠点病院が配置されています。

また、実際に災害が発生した場合、田原市内では複数の医療救護所が設置されることが予定されておりますが、田原市内には渥美病院以外に入院設備を有する医療機関が存在しません。それぞれの医療救護所と渥美病院が連携し、田原市内の地域の災害医療を担う必要があります。

こうした経緯から、災害時に中心的に医療を提供する役割を発揮できるよう、DMA T隊の保有を始め、体制構築をしていきたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

続きまして、東三河南部医療圏の状況について、簡単に説明させていただきます。

皆様方におかれましては御存知のことと思いますが、東三河南部医療圏の各災害拠点病院の配置状況を知多半島の配置状況と併せてお示ししております。

現状、東三河南部医療圏では豊橋市民病院、豊橋医療センター、豊川市民病院、蒲郡市民病院の4病院がございまして、これらの病院は渥美半島から距離があるところに立地しております。

当院からそれぞれ20kmから30km程度の距離があるだけでなく、渥美半島の先端部からは40kmから50kmというような距離感になっております。こうした地域の状況を考えても、当院が災害拠点病院になることで、渥美半島における医療提供体制に貢献できるものだと考えております。

次に南海トラフ地震等が発生した場合における被災状況について、御説明させていただきます。当院付近では津波の被害は予測されていないものの、浸水害や液状化の発生が想定されています。

幸いにも渥美病院は津波及び浸水、液状化の発生が想定される地域からは外れているため、病院が直接的な被害を受ける可能性は低いものの、病院から少し離れた地域については、津波による浸水想定や液状化の被害が想定されており、渥美病院が孤立化する可能性があります。

次に当院の概況について、説明させていただきます。

診療科目は18科目で、病床数は302床です。病床の内訳としては、急性期203床、地域包括ケア病床55床、療養病床が44床で、2次救急病院として指定されております。また、職員数につきましては10月時点で533名で、うち医師数は37名です。

昨年度実績となりますが、救急車の受け入れは2,278件、手術件数は1,453件で、平時から救急の受け入れや手術を行っている急性期病院です。

先程も説明しましたとおり、田原市内には入院施設を有する医療機関が当院しかありません。しかし、田原市外の救急医療機関へのアクセスを考慮した際、2次救急の当番日以外で、すべての患者を田原市外に救急搬送できるわけではないため、現状、当院としては365日24時間、救急医療を実施しております。

また、常勤医の約半数が田原市内に居住しており、病院に隣接している寮で生活している医師が少なくありません。これは看護師についても同様の状況にありますので、仮に災害が発生した場合におきましても、早期に多数の医師や看護師の参集を見込めます。

DMA T隊につきましては、災害拠点病院に指定された後の話になりますが、院内では既にDMA T隊の候補者を選定しており、指定を受け次第、養成研修を受講させる予定です。

設備面について御説明いたします。

ヘリポートについては、現状、実際の航空法上の正式な指定ではございませんが、病院敷地内にヘリコプターの離発着が可能なスペースを有しており、過去に愛知県のドクターヘリ等が離発着した実績がありますので、災害時もヘリコプターによる救急搬送が可能です。

また、災害時には通常の救急処置室以外にも、院内の各スペースを利用して、トリアージエリアを設定することになっており、多数の傷病者対応も可能となっております。

なお、ライフラインも自家発電装置、受水槽、地下水の利用設備がございますので、職員や入院患者を含め、最低3日間は自力で運営することが可能です。

当院の建物は、免震構造となっておりますので、災害時においても、建物が残存した形で診療継続できると想定しております。また、ライフラインとしては記載のとおり準備を進めており、飲料水や食料についても3日分を備蓄しております。これらについては取引業者や関係機関のいくつかと協定等結んでおりますので、可能なかぎりではありますが、飲料水や食料等が優先的に供給されます。

医療機器等の保有状況については、救急医療に必要な医療機器等については保有しており、災害対応に係る備品等についても、ある程度は整備ができています。

なお、先程もお伝えしたとおり、有事においても医師や看護師を十分に確保できると想定しており、トリアージエリアの設置運営等も含め、対応することを想定しています。ただ、車両等についてはまだ準備できておりませんので、今後、準備を進めます。

当院は愛知県厚生農業協同組合連合会の8病院の1つですが、同8病院のうち、6病院が災害拠点病院として指定されています。また、6病院のうち、4病院が中核災害拠点病院で、統括DMATの医師も在籍しております。

組織として教育体制やバックアップ体制等も有しており、法人全体で災害対応力の強化を図っております。

御説明は以上になります。

(豊川保健所 伊佐地次長兼総務企画課長)

では、資料1-1に戻りまして、「2 指定の概要」について御説明いたします。

「(1) 病院概要」ですが、表のとおり、渥美病院は2次救急医療機関の公的病院であります。

「(2) 推薦理由」としては、記載のとおり、半島が孤立する可能性、半島特有の支援の困難さが想定されることから、半島内に災害医療の拠点を設けて医療提供体制を確保する必要があり、指定要件もほぼ整えていただいておりますので、推薦したいと考えております。

次に資料右上「(3) 指定後の東三河南部医療圏の体制」ですが、現在4か所の災害拠点病院において、人口比169,137人に1か所のところ、渥美病院が災害拠点病院として認められた場合、135,309人に1か所となります。

「(4) 指定年月日」は、令和8年4月1日を予定しております。

「4 指定に向けた流れ」としましては、これまで、11月15日に東三河南部医療圏災害医療部会で適当とされており、先日1月29日に指定要件の整備

状況の現地確認を県庁医務課の職員とともに実施しております。整備状況について資料1-5を御覧ください。有無の欄のマークは◎が全部充足、○はほぼ充足、△は一部充足です。◎ではない項目のみ御説明いたします。

資料の中段にあります「止水板等の設置による止水対策」ですが、渥美病院は浸水想定区域・津波災害警戒に該当しないため、要件の除外です。

裏面におめぐりいただき、上から3つ目の「DMAT等の派遣に使用可能な上記の資機材の搭載が可能である緊急車両」については令和8年4月整備予定で、表中ほどの「DMATの保有及び派遣機能、並びに他の医療機関のDMATや医療チームを受け入れる体制」については、災害拠点病院指定後に研修を受講し体制整備を図るとのことです。

また、その2つ下「地域の医療機関への応急用資器材の貸出し機能」については、田原市内は原則渥美病院で対応するため、除外としております。次にその下の「地域の2次救急医療機関等の医療機関とともに定期的な訓練を実施」については、他機関が実施する訓練に参加しているとのことでした。

現地確認の結果は以上です。

資料1-1に戻りまして、今後の流れですが、本日の会議でご承認いただければ、2月13日に県災害医療協議会、3月16日に医療審議会5事業等推進部会で意見聴取し、これらの意見を踏まえて適当と認められれば、4月1日付けで指定となる見込みです。

事務局からの説明は以上でございます。渥美病院を推薦することについて、御協議よろしく申し上げます。

(福井議長)

事務局及び渥美病院から説明がありました。御意見はこの後、関係者退席の後伺いますが、渥美病院に御質問があれば挙手をお願いします。

本件について、御質問はないでしょうか。

それでは協議に移りますので、渥美病院関係者は一旦、御退席ください。

<渥美病院関係者が退室する。>

(福井議長)

では、この議題について御意見等ございますでしょうか。

豊橋市民病院からなにか御意見はありませんか。

(豊橋市民病院 平松構成員)

渥美半島は能登半島と同じ状況になる可能性が考えられるので、良い案だと思いました。

当院は名古屋市内に居住している職員も少なくありませんが、渥美病院は名古屋からアクセスが悪いからこそ、田原市内や病院周辺に職員が居住しており、災害発生直後から対応を開始できる点も良いと思います。

災害が発生した際には、拠点として頑張っていたきたいと思いました。

(福井議長)

ありがとうございました。

豊川市民病院からなにか御意見はありませんか。

(豊川市民病院 佐野構成員)

いよいよ災害の準備を進めていかないと、と感じている昨今ですが、渥美病院の話聞き、高い危機意識を持ち、準備を進めている印象を持ちました。

体制整備を進めていただきたいと思います。

(福井議長)

ありがとうございました。他によろしいでしょうか。

それでは、御意見も尽きたようですので、採決に移りたいと思います。

本議案に賛成される方は、挙手をお願いします。

<全員が挙手する。>

(福井議長)

賛成多数で承認されましたので、再度、渥美病院関係者に入室していただきます。事務局は、渥美病院関係者を誘導してください。

<渥美病院関係者が入室する。>

(福井議長)

採択の結果、本件は承認されました。

先程お話ししましたとおり、指定の可否はこの後県庁で手続きされますので、御承知ください。

それでは、議題1を終了します。

続いて、議題2「東三河における医療計画及び次期地域医療構想の見直し・策定について」、事務局から説明をお願いします。

(県医療計画課 成田主任専門員)

資料2-1を御覧ください。「東三河における医療計画及び次期地域医療構想の策定について」、御説明します。

2026年度は医療計画の3年目に当たるため、医療計画の中間見直しを行います。また、2040年に向けた地域医療構想についての策定を行い、2027年3月を現在のところの目途として、公示を予定しております。

続きまして、「2 医療計画の見直し及び地域医療構想の策定方針案の案について」でございます。

今後、国から提示される予定の医療計画の中間見直しを行うための医療計画策定指針及び地域医療構想ガイドライン等を踏まえて、作業を進めて参ります。ガイドライン等につきましては、現在国での策定作業中であり、私たちの手元には届いておりませんが、現時点で判明している情報を基に、具体的な検討内容をお示ししておりますので、こちらは参考として御確認いただければと思います。

「3 県内他地域の来年度の協議体制について」です。

県内の他地域では、各圏域保健医療福祉推進委員会と、地域医療構想推進委員会の下に、合同の地域医療構想・医療計画策定部会を設置し、地域医療構想と医療計画の整合性を図りつつ、策定見直しを進めることとしております。

続きまして「4 東三河の現状と、来年度の協議体制(案)について」でございます。

東三河では、2次医療圏を現状のまま維持しつつも、構想区域を統合させる案につきまして、現在東三河医療圏合同会議並びに地域医療構想推進委員会等で協議が進んでおります。

仮に、この東三河南北の構想区域が統合することになりました場合、南北合同の地域医療構想推進委員会ならびに地域医療構想策定部会を設置し、ここで検討協議することとします。

なお、医療計画の策定につきましては、2次医療圏単位に策定するという原則がございますので、各医療圏の圏域保健医療福祉推進会議の下に、必要に応じて

部会等を設置し、検討協議することといたします。

ただ、構想区域の統合が見送りとなった場合は、県内の他地域同様、南北それぞれの圏域保健医療福祉推進会議並びに地域医療構想推進委員会の下に、地域医療構想と医療計画の合同の策定部会を設置することといたします。

構成員につきましては、現状、国の基準が届いておりませんが、基準が届き次第、医療計画課から基準をお示しますので、それを基に選定を進めていただくことを予定しております。

続きまして、資料２－２を御覧ください。

この資料では、医療計画の中間見直し及び次期地域医療構想の策定に係る今後のスケジュール（予定）ならびに見直し・策定工程について、お示ししております。

本日、作成部会の設置について承認をいただきましたら、続いて２月１６日開催の医療体制部会におきまして、医療計画及び地域医療構想の基本方針及び作成要領を御検討いただいた上で、３月３０日に開催予定の医療審議会におきまして、決定する方針を考えております。

なお、２０２５年度中に国から医療計画作成指針及び地域医療構想策定ガイドラインが示される予定となっておりますが、国の検討次第では予定がさらに遅れ、来年度にずれ込む可能性もあります。

続きまして「２ 見直し及び策定工程」でございます。

この工程はあくまでも現時点での想定でございますが、策定ガイドラインの内容により変更となる可能性も十分でございますが、現時点の想定では、まず、上から①②③で素案の検討、④⑤⑥で試案の検討を行い、⑦の医療審議会にて委員の選定し、関係団体への意見照会及び今よりも実施することとしています。

その結果を受けて、⑧⑨で修正案を検討し、⑩の医療体制部会で最終案を決定し、⑪の医療審議会におきまして御審議いただき、最終的に策定を行うというスケジュールを考えております。

以上、非常に不確定な部分が多い状況ですが、医療計画の中間見直し及び次期地域医療構想の策定にあたりまして、部会を設置してよいか、またその部会の委員選出を事務局に一任していただくことについて、御審議いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(福井議長)

ありがとうございました。

すこしわかりにくい印象を持ったため確認したいのですが、今回の話は、構想区域の統合に係る話だったと認識すればよいですか。

(県医療計画課 成田主任専門員)

説明がわかりにくくなってしまい、申し訳ありません。

構想区域の統合については、来週開催予定の東三河南部構想区域地域医療構想推進委員会で御協議いただくことを予定しております。

今回、皆様には「構想区域が統合した場合としない場合で、対応が異なる」ということを御説明させていただきました。

(福井議長)

ありがとうございました。他によろしいでしょうか。

(豊橋市民病院 平松構成員)

この会議では、何を決めるのか、改めて説明いただけますか。

(県医療計画課 成田主任専門員)

この会議で御協議いただきたいことは、医療計画の中間見直しや次期地域医療構想の策定において、策定部会を設置して良いか。そして、委員の選任を事務局一任としていただけないかの2点です。

(田原市医師会 荒木構成員)

先程から構想区域の統合について説明がありますが、そもそも、その必要性について教えていただいてもよいでしょうか。

(県医療計画課 成田主任専門員)

まず、構想区域の統合は東三河南部構想区域地域医療構想推進委員会で御協議いただくものですので、この会議では統合に係る採決を採る場ではないことを御承知ください。

話を戻しますが、構想区域は、2040年を見据えた地域医療の在り方を考えていくための区域で、現状、東三河は新城市と北設3町村で構成される東三河北部構想区域と皆様方が所属する東三河南部構想区域で構成されています。

しかし、実際の患者の受療動向を見てみると、北部構想区域は南部構想区域に依存している実態があり、救急搬送においては半数程度が南部構想区域に流入している実態があります。

このような状況にあるにもかかわらず、区域が分かれてしまっているので、2040年を見据えた議論を行おうとした場合、北部構想区域単体では医療機関がほとんどなく、診療所がどんどん少なくなっているため、議論が困難な状況にあります。

このような状況を受け、東三河の南北の構想区域を統合して議論を進めていくことを、県から皆様に提案しております。

この話は、南部構想区域にメリットがない話ではありません。

現状、無秩序に搬送されてきてしまっている北部構想区域の住民に対する医療をどのようなかたちで整備していくのか、北部構想区域の構成員とともに協議することができます。

(田原市医師会 荒木構成員)

ありがとうございました。

(豊川市民病院 佐野構成員)

この協議は、構想区域の統合が決定した後であれば、わかりやすかったように思います。

今後は、会議を開催する順番や日程についても御一考いただければと思いますが、お願いできるでしょうか。

(県医療計画課 成田主任専門員)

御指摘いただいたとおりですので、以後、留意します。

(福井議長)

他によろしいでしょうか。

仮定の話ですが、来週の会議で「構想区域を統合しない」と決定した場合、どうなるのか御説明いただけますか。

(県医療計画課 成田主任専門員)

その場合は、資料2-1の右側の下側の表を御覧ください。

資料にありますとおり、来年度もそれぞれの構想区域で地域医療構想推進委員会と策定部会を開催し、次期地域医療構想を策定することになります。

(田原市歯科医師会 大河構成員)

この会議で構想区域の統合について採決しないことはわかりましたが、東三河医療圏合同会議に出席していない立場としては、東三河北部構想区域側の反応がわかりません。

東三河北部構想区域は、統合に前向きなのでしょうか。

(県医療計画課 成田主任専門員)

統合案については、令和7年9月25日に開催されました東三河北部構想区域地域医療構想推進委員会で既に協議を行っており、東三河南部構想区域との統合を希望する旨の意思決定がされています。

(福井議長)

他によろしいでしょうか。

御意見がないようですので、採決に移ります。

医療計画の中間見直しや次期地域医療構想の策定において、策定部会を設置することや、その委員を事務局一任とすることについて賛成の方は、挙手をお願いします。

<全員が挙手する。>

(福井議長)

賛成多数で承認されましたので、事務局は対応をお願いします。

それでは、議題2を終了します。

続いて、報告事項「愛知県地域保健医療計画（別表）に記載されている医療機関名の更新について」、事務局から説明をお願いします。

(豊川保健所 伊佐地次長兼総務企画課長)

資料3-1「愛知県地域保健医療計画（別表）に記載されている医療機関名の更新について」を御覧ください。

愛知県地域保健医療計画では、5疾病6事業及び在宅医療等の機能を担っていただく医療機関につきまして、県で定めております基準に合致していることを確認した上で、別表に記載することとしております。

本日の資料では、令和8年1月6日更新分におきまして、新たに更新があった東三河南部医療圏の医療機関を抜粋し、お示ししておりますので御確認ください。

い。

説明は、以上でございます。

(福井議長)

事務局から説明がありましたが、御質問等があれば、挙手をお願いします。

確認したいのですが、この資料は、医療機関が対象とする疾患や治療内容を変更したことを説明しているのでしょうか。

(豊川保健所 伊佐地次長兼総務企画課長)

周産期につきましては診療所の異動がありまして、精神科疾患につきましては豊橋こころのケアセンターに項目の変更がありました。

「(2) 各精神疾患に対して専門的治療を実施している精神科外来のある病院」については、福祉村病院が精神科外来の取り下げをしています。

また、「(3) 各精神疾患に対して専門的治療を実施している診療所」では、国見医院が追加となっています。

(福井議長)

ありがとうございます。

豊橋こころケアセンターを見ていると、○に見え消し線がついている欄がありますが、この表はどのように見ればよいのでしょうか。

(豊川保健所 伊佐地次長兼総務企画課長)

「◎」は入院対応が可能、「○」は外来治療が可能、見え消し線は取りやめた場合です。

(福井議長)

変更があった個所に色を付けてある認識で良いですか。

(豊川保健所 伊佐地次長兼総務企画課長)

はい、そのとおりです。

(蒲郡市医師会 近藤構成員)

今回の表には、オレンジベルクリニックが記載されています。

ただ、オレンジベルクリニックは廃院しているため、訂正いただければと思います。

(田原市医師会 荒木構成員)

豊川市にある可知病院は、豊橋市の可知記念病院とは異なる病院で、それぞれ診療は継続する認識でよろしいでしょうか。

(豊川保健所総務企画課 浅井技師)

この表は、県庁が取りまとめたデータを基に作成しておりますので、作成期日までに存在している場合は、今回の表では廃院が反映されておられません。次回以降、オレンジベルクリニックは削除される見込みですので御承知ください。

また、可知記念病院と可知病院については、御発言のとおりです。

(豊川市医師会 後藤構成員)

福祉村病院は、すべての項目に見え消し線が記載されていますが、精神科を止めてしまったのでしょうか。

(豊川保健所 伊佐地次長兼総務企画課長)

専門的治療の実施は止めたということになります。

(蒲郡市医師会 近藤構成員)

先程と同様の指摘になるのですが、蒲郡駅前クリニックは昨年10月頃に閉院しております。届出は出ていないのでしょうか。

(豊川保健所 伊佐地次長兼総務企画課長)

届出はされております。

(県医療計画課 成田主任専門員)

私から補足させていただきます。

この表は、県医療計画課が取りまとめ、そのデータを各保健所から皆様に提示してもらっております。毎年の上半年の状況を各医療機関から報告していただき、それを医療計画課において取りまとめ、別表としては1月6日に更新しております。医療機関からの報告時点ではオレンジベルクリニックや蒲郡駅前クリニックは存在していたこととしますので、今回の表には記載がありますが、次回の更新で削除される形となると思います。

また、福祉村病院が外来を止めたか確認する意見がありましたが、こちらの表の作成にあたっては、厳密な基準が存在します。この表からは、福祉村病院がその基準から外れたことはわかりますが、外来を止めたのかはわかりません。

(豊橋市保健所 新井構成員)

この内容は報告事項だと思いますし、もちろん、情報をまとめた時点の問題もあると思います。

ただ、地域医療構想を推進していく上で、医療機関の統廃合については避けることができない話題だと思いますので、事務局が情報を得た上で御報告いただけると、円滑に進むと思いました。

(福井議長)

ありがとうございました。

この報告は、あくまで県が把握している時点の情報であって、現在の状況をオンタイムで反映している訳ではないとわかりました。

他によろしいでしょうか。

それでは、報告事項を終了します。

以上で本日予定されていた項目をすべて終了しました。

なにか御意見がある方はいらっしゃるでしょうか。

(豊橋市薬剤師会 石黒構成員)

昨年度は東三河北部構想区域と話し合う場が一度あったように記憶していますが、今年度は開催されないのでしょうか。

(県医療計画課 成田主任専門員)

東三河医療圏合同会議については、今年度も開催しています。

ただ、あの会議は議題に応じ構成員を変更できることとなっており、今年度は医師会や病院の方々を中心に構成員として入っていただき議論を行っておりまして、歯科医師会や薬剤師会の方には構成員になっていただいております。

(豊橋市薬剤師会 石黒構成員)

わかりました。

ただ、あの会議があったからこそ、東三河の南北を統合していく動きを把握することができたので、ぜひ薬剤師会にも声を掛けていただければと思います。

(福井議長)

他によろしいでしょうか。

御意見がないようなので、これで議事を終了します。

皆様の御協力により会議が円滑に進みましたことをお礼申し上げます。

また、今後も東三河南部圏域の保健医療福祉行政を推進するため、皆様方と一層の連携を深めてまいりたいと存じますので、よろしく願いいたします。

それでは、進行を事務局に戻します。

(豊川保健所総務企画課 村田課長補佐)

これをもちまして、「令和7年度第2回 東三河南部圏域保健医療福祉推進会議」は、閉会させていただきます。

また、このあと、午後3時からの東三河医療圏合同会議に御出席いただきます皆様は、一旦御退室いただき、ご案内までしばらくロビーでお待ちいただきますようお願いいたします。

本日はありがとうございました。